

1 評価根拠

指定基準省令第 213 条の 10 により、日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）を行う事業者は、日中サービス支援型共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、年に 1 回以上、当該事業所が所在する市町村の自立支援協議会等に対し、当該事業の実施状況等を報告し、市町村協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

2 評価の目的

日中サービス支援型共同生活援助の運営にあたっては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から実施するものです。

3 評価の視点

- ・常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるか。
- ・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られているか。
- ・日中活動サービス等を利用することができず日中を住居で過ごす利用者の支援に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活ができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。

4 自立支援協議会の役割

事業所から提出された「実施状況報告書」をもとに評価し、必要な要望、助言等を行います。

5 実施スケジュール

- (1) 自立支援協議会事務局から事業所へ通知：令和 7 年 4 月
- (2) 事業所から自立支援協議会事務局へ必要書類の提出：令和 7 年 6 月
- (3) 自立支援協議会事務局から協議会委員へ評価書類の送付：令和 7 年 7 月
- (4) 自立支援協議会にて評価実施：令和 7 年 10 月～11 月頃
- (5) 事業所へ結果(評価・助言等通知)通知令和 8 年 1 月

6 評価対象事業所（令和 7 年度 2 か所）

- (1) ソーシャルインクルーホーム下野下古山
- (2) ソーシャルインクルーホーム下野仁良川

日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書

年 月 日

下野市地域自立支援協議会 御中

(申込者)

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等について、関係書類を添付して報告します。

記

1 事業所名

2 事業所所在地

3 事業の開始年月日

(添付書類)

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業評価シート

(1) 基本方針

求められる状態像
☐ 利用者の意思及び人格を尊重し、すべての職員が人権意識を持ってサービスを提供している。 ☐ 求められる日中サービス支援型グループホーム事業について正しく理解し、適切な運営体制の構築に努めている。 ☐ 重度化、高齢化のために日中活動サービス等を利用することができない利用者を積極的に受け入れられる体制（ハード面、ソフト面含む）が整っている。 ☐ みなし障がい者として支給決定を受けた者や短期入所での障がい児の受け入れについては慎重であるべきだが、相当な事情により受け入れる場合には適切な支援ができる体制が整っている。

(2) 障がい特性に配慮した設備の確保

求められる状態像
☐ スロープ、手すり、点字、エレベーター、スプリンクラー、介護用浴槽、介護用寝台、車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレなど、利用者の障がい特性や利用者の重度化、高齢化に配慮した設備環境を整えている。

(3) 人材確保・育成のための取組み

求められる状態像
☐ 従業者の資質向上のため、重度の障がい特性や、高齢化に伴い発生するニーズ・課題等に対応できる研修体制を整えている。 ☐ 特に、強度行動障害や、精神疾患に起因する不穏時、緊急時の対応方法（幻覚・妄想、希死念慮、自傷行為等）について正しく理解し、共有している。 ☐ 必要な専門性を意識した採用を行っている。 ☐ 職員のストレスマネジメントについて取り組んでいる。 ☐ ダブルワーク等の職員の就業体制について適切に把握し、勤務時間を管理している。 ☐ 離職防止、職員定着及び育成のための取組みを行っている。

(4) 日中支援の提供体制

求められる状態像
☐ 機能低下を防止する取組みを行うなど、利用者ごとの課題や特性に対応した日中支援を行っている。 ☐ 外出や余暇活動等によって充実した地域生活が送れるよう、利用者ごとのニーズに対応した余暇支援を行っている。 ☐ 多様な障がい特性による対人関係や集団生活における課題に対し、利用者の安全安心

な空間を確保するための工夫をしている。

- ☐ 利用者の日中活動系サービス事業所等と、必要に応じ情報共有を行い連携した支援体制を構築している。

(5) 家庭的な生活環境を確保するための取り組み

求められる状態像

- ☐ 住まいとして生活を送るための必要な環境を居室に整えている。(例：エアコン、寝具、収納用具、カーテン等)
- ☐ 管理的な印象を与えないよう、利用者の意思を尊重し、利用者を主体とした日常生活上の支援を行っている。
- ☐ 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めている。

(6) 地域と交流状況

求められる状態像

- ☐ 事業者が地域環境を把握し、地域住民と交流できる体制を確保している。
- ☐ 地域との連携や地域交流の場への参加などを通して、利用者が居住の場として地域の中で暮らせる環境づくりに取り組んでいる。
- ☐ 障がい児・者基幹相談支援センター、社会福祉協議会等の地域の関係機関と連携を図ることで、自らの事業所の活動について理解を促し、バックアップ体制の確保に取り組んでいる。

(7) サービスの質の評価体制

求められる状態像

- ☐ 入居前に利用者（及び家族）の意向や特性を十分に確認した上で、利用者（及び家族）の意思やニーズに基づいた契約を行っている。
- ☐ アセスメントやモニタリングの際に、利用者の意に反したサービス提供や、提供の制限がされることのないよう、障がい特性に応じた十分な意思決定支援を行っている。（話しやすい環境や時間の設定、十分な情報や明確な選択肢の提供、写真や映像などの本人が理解しやすいツールの使用、他者からの不当な影響を受けない配慮等の取り組み）
- ☐ 他法人の相談支援事業所を利用するなど、多様な視点を取り入れる仕組みを構築し、閉鎖的な支援とならない体制を確保している。

(8) 健康管理のための取り組み

求められる状態像

- ☐ 必要に応じ、医師や看護師の訪問等による健康チェックや医療的ケアを提供できる体制を確保している。
- ☐ 通院が必要な利用者については、入居前からのかかりつけ医への通院継続を担保する

など、利用者主体の医療連携体制を確保している。

- ☐ 必要に応じ、身体能力の維持・向上のためのリハビリテーションを提供できる体制を確保している。

(9) 食事の提供体制

求められる状態像

- ☐ 身体機能や障がい特性に応じ、介護食の提供、介護用品の活用及び十分な見守り等の支援体制を確保している。
- ☐ 利用者の嗜好やアレルギーについて配慮したメニューを用意し、利用者が食事時間を選択できる体制を確保している。

(10) 人権の尊重、権利擁護のための取組み

求められる状態像

- ☐ 人権を尊重した支援が行われているか定期的に自主点検している。
- ☐ カメラを設置する場合は、目的を利用者及び従業者へ説明し、利用者のプライバシーに十分に配慮して運用している。
- ☐ 必要に応じて成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、連携した支援体制を構築している。
- ☐ 排泄・入浴を伴う介助や、居住エリア等については、利用者の性自任に配慮した支援体制に努めている。
- ☐ 苦情に関する相談窓口を設置し、苦情発生時はすみやかに事実確認を行い、必要な対応及び説明を行っている。
- ☐ 虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会を設置し、必要な体制の整備（虐待防止のための体制、発生後の検証及び再発防止策の検討など）に取り込んでいる。また委員会の開催については形骸化しないための工夫を行っている。
- ☐ 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修をそれぞれ年1回（合同開催可）以上実施し、障害者虐待及び身体拘束にあたる言動や、その防止のための措置についてすべての従業者が適切に理解している。
- ☐ 万が一、虐待（疑い）事案が発生した場合には、すみやかに通報・報告を行い、事実確認や再発防止に取り組んでいる。

(11) 事故対応の体制

求められる状態像

- ☐ 事故・ヒヤリハット発生時の職場内の連絡・報告体制を定め、職員に周知している。
- ☐ 事故・ヒヤリハット発生後に、原因究明や再発防止に係る職場内での協議を行い、職員間で共有している。
- ☐ 必要に応じ、適切に家族に連絡している。
- ☐ 市への報告を要する事故については、適切に事故報告書を提出している。
- ☐ 同一法人内で発生した事故及び虐待については、情報共有を行い、法人全体で運営の

改善に取り組んでいる。

(12) 金銭管理の体制

求められる状態像
☐ 成年後見制度等の活用、家族等の役割分担等により、利用者の金銭を預かる必要のない体制づくりに努めている。
☐ 利用者の金銭を事業所で管理せざるを得ない場合は、預り金規定を作成し、事業所内で2人以上の職員が確認する体制を整備している。
☐ 金銭管理については、事業所内での適切な管理体制に加えて、適宜、本人・家族・後見人等に確認を得ている。

(13) 短期入所の実施状況

求められる状態像
☐ 緊急利用のニーズに対応できる体制を整備している。
☐ 入居前に、利用者の障がい特性、衣食住に関する注意事項、服薬状況等を確認し、個別のニーズに応じた支援体制を確保している。
☐ 緊急時等に関係機関と相談・連絡できる体制を確保している。
☐ 継続して入居しているほかの利用者の処遇に支障がないよう配慮している。

項目	【事業所記入欄】				
1.施設概要	法人名				
	事業所名				
	事業所所在地				
	定員（共同生活援助）		人		
	定員（短期入所）		人		
	共同生活住居数		戸		
	【住居名】		【定員数】		
			人		
			人		
			人		
2.人員配置	管理者		人		
	サービス管理責任者		人		
	【日中】				
	世話人		（実配置職員数）人		
			（常勤換算後）人		
	生活支援員		（実配置職員数）人		
			（常勤換算後）人		
	【夜間】				
	世話人		（実配置職員数）人		
			（常勤換算後）人		
生活支援員		（実配置職員数）人			
		（常勤換算後）人			
3.利用者の状況	支援区分	身体障害 総数 人	区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 主なサービスの種類（ ）		
		知的障害 総数 人	区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 主なサービスの種類（ ）		
		精神障害 総数 人	区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 主なサービスの種類（ ）		
		難病等 総数 人	区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 主なサービスの種類（ ）		
	年齢		60代以上： 人、50代： 人、40代： 人、30代： 人、 20代： 人、10代： 人		
	利用者の障害特性等		医療的ケアの必要な者： 人		
			強度行動障害のある者： 人		
			精神障がいのある者： 人		

4.運営状況	日中をGH内で過ごす利用者に対してどのような日中サービスを提供しているか	
	外出や余暇活動の支援に努めているか	・ 支援活動の実績を記載
	家族や地域との交流機会を設けているか	・ 交流機会の実績を記載
	日中をGH内で過ごす利用者が地域との関係が希薄にならないためにどのような取組をしているか	・ 取組みの実績を記載
	医療機関とはどのような連携体制をとっているか	・ 医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康チェック方法等を記載
	利用者の権利擁護の配慮のための取組を行っているか	・ 取組みの実績を記載
	短期入所の受け入れ状況について	・ 短期入所の実績を記載
		・ 緊急一時的な受け入れ実績を記載
	相談支援事業所・他のサービス事業所との連携について	・ 具体的な連携状況の実績を記載
	協議会からの評価への対応（2回目以降）	
	苦情対応 事故報告 等	・ 苦情対応件数 ・ 苦情内容 ・ 事故報告件数 ・ 事故内容
	職員の支援の質の向上を目指して、内・外部の研修を実施しているか	・ 参加した研修名及び参加人数 ・ 内、障がい者虐待に係る研修名及び参加人数
	その他（事業所独自の取組等）	

令和 年 月 日

御中

下野市地域自立支援協議会
会 長 鱒渕 泰子
(公印省略)

日中サービス支援型共同生活援助 評価結果通知書

日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等の報告を受け、協議会で協議した結果、下記
のとおり評価したので通知します。

記

1. 事業所名	
2. 事業所所在地	
3. 評価結果	